

概要

投与日数の制限に関するデータベースです。
医薬品マスター収載の全ての医療用医薬品を網羅しています。

特徴

厚生労働省の官報告示における「投薬期間に上限が設けられている医薬品」に基づく投与日数制限をデータベース化しています。

投与日数制限がある薬品の処方日数の可否をチェックすることが可能です。

例)

投与日数の上限が30日の『ハルシオン0.125mg錠』を30日を超えて処方した場合に、エラーを表示します。

向精神薬の『ハルシオン0.125mg錠』 → 『ハルシオン0.125mg錠』のデータ(概略)

商品名	制限日数
ハルシオン0.125mg錠	30日

処方日数が30日を超えた場合のチェック結果

	薬品名	標準用量	日数	長期投与
1	ハルシオン0.125mg錠	1日0.125~0.50mg1分服	56	不可(30日)

例)

投与日数の上限が14日の『ベタニス錠25mg』を14日を超えて処方した場合に、エラーを表示します。

新薬の『ベタニス錠25mg』 → 『ベタニス錠25mg』のデータ(概略)

商品名	制限日数
ベタニス錠25mg	14日

処方日数が14日を超えた場合のチェック結果

	薬品名	標準用量	日数	長期投与
	ベタニス錠25mg	1日25~50mg1分服	28	不可(14日)

ベタニス錠25mgは2011年9月12日告示の新薬のため、投与日数制限は2012年10月1日に解除されます。

<参考>

「投薬期間に上限が設けられている医薬品」(抜粋)

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬((二)に掲げるものを除く。)
 - ロ 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬((二)及び(三)に掲げるものを除く。)
 - ハ 新医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)
グルベス配合錠、リオベル配合錠 HD 及びリオベル配合錠 LD
- (二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ 内服薬
アルプラゾラム、エスタゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィリン・エフェドリン配合剤
 - ロ 外用薬
フェンタニル、フェンタニルクエン酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する外用薬
 - ハ 注射薬
フェンタニルクエン酸塩、ブプレノルフィン塩酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する注射薬
- (三) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる内服薬
- ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤